

令和2年7月28日

長崎県知事  
中村法道 様

ふるさと自然の会  
会長 川内野善治

宇久メガソーラー建設に関わる林地開発と環境影響評価について（質問と要望）

令和2年7月8日付けでの要望書に対し、7月21日付けで回答を頂きました。有り難うございました。

宇久みらいエネルギー合同会社から宇久メガソーラー建設に関わる林地開発許可申請 A工区：20.2638ha・B工区：17.4015ha・C工区：22.2402ha・D工区：8.0580haの合計：67.9635haが出されています。

長崎県環境影響評価条例では、土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業で、面積が30ヘクタール以上の規模の場合、条例の対象事業となります。

そこで、7月8日付けでアセスメントが不要な理由を質問しました。県の回答は「宇久メガソーラー事業の改変面積は、太陽光発電施設の支柱部分、送電鉄塔用地、変電設備用地、交直変換所用地、管理道路用地及び調整池又は沈砂池用地の造成にかかる面積が該当し、図面の提出及び事業者への聞取りにより確認しました。

その結果、改変面積が30ヘクタールに満たなかったことから、当該事業は環境影響評価の対象外と判断しています。」でした。

（質問1）

知事の林地開発許可が必要なのは、地域森林計画対象の民有林において、1ヘクタールを超える開発行為です。「開発行為とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為です（森林法第10条の2）。」

樹木の伐採だけで、土地の形質の変更がないのであれば、林地開発許可申請は必要ないでしょう。にもかかわらず、林地開発許可を申請したということは「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」があるからで、そうであれば、長崎県環境影響評価条例で言われる「土地の形質の改変」に当たるからではないのでしょうか。

(質問2・要望)

田んぼや畑に樹木が生えた場所であれば(この場合の地目は林地にならず農地)、別ですが、林地の樹木を伐採したあとには岩などもあるはずですが、岩や根を起し整地すれば当然土地の形質を変更したことになるでしょう。

林地開発許可を得た土地をソーラー発電にどのように利用するのか、県には報告してあるはずですから内容を詳しくお知らせ下さい。なお、土地の形質の変更については厳格な審査を求めます。

(質問3)

当方で調べた結果改変面積は28haと分かりました。林地開発許可を受けた土地の利用方法次第では、改変面積が広くなり、30haを超えた場合はどのような対処をされるのでしょうか。

お願い

最後に、当会の質問では詳細な回答をお願いしていましたが、単に改変面積が30ヘクタールに満たなかったと書かれているだけです。

詳細な回答をお願いしていますので、少なくとも支柱部分、送電鉄塔用地、変電設備用地、交直変換所用地、管理道路用地及び調整池又は沈砂池用地の造成に係るそれぞれの面積を記載すべきではありませんか。

8月5日までに文書にて詳細かつ丁寧なご回答を頂きたく宜しくお願いします。

なお、本質問及び回答は当会のホームページに掲載しますのでご承知下さい。